

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 24 条の 2 第 1 項の規定による検査に相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査（告示案）の概要について

令和 4 年 5 月
環境省自然環境局

1. 背景・趣旨

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）は、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとして政令で定める外来生物（以下「特定外来生物」という。）の飼養、栽培、保管又は運搬や輸入、その他の取扱いについて規制するとともに、特定外来生物が付着し、又は混入した輸入品等の検査に係る規定等が置かれている。

今般、第 208 回国会において特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が成立した。改正法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定（土地への立入り等の権限の拡充及び輸入品の検査等の権限の強化）は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日に施行されることとされているところ、これらの規定の施行に向けて、改正法による改正後の法第 24 条の 2 第 2 項に基づき、新たに告示を制定するものとする。

2. 告示の内容

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 24 条の 2 第 1 項の規定による検査に相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査」（告示）を制定し、当該告示において、改正法による改正後の法第 24 条の 2 第 2 項に規定されている「前項（第 24 条の 2 第 1 項）の規定による検査に相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査」として、次の①から③までのいずれかに該当する者であって検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないと認める者が、検査の対象となる生物（以下「検査対象生物」という。）若しくは検査対象生物の特徴を確認することができる写真その他の資料の目視又は採取した検査対象生物の全部若しくは一部を用いた分析により行う検査を定めることとする。

- ① 生物の性質に関し専門の学識経験を有する者
- ② 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号）第 31 条第 4 号に規定する機関
- ③ ①及び②に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

3. 施行期日

改正法の一部施行日（令和 4 年 7 月 1 日）（予定）